競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成22年国土交通省告示第1175号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成23・24年度を有効期間とする沖縄総合事務局の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

平成 22 年 12 月３日

内閣府沖縄総合事務局長　竹澤　正明

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　競争参加資格の再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成23・24年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。

２　再認定の受付時期及び場所

平成23年４月１日以降随時に、別記１に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

３　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.ogb.go.jp/choutatu/kouji.htm

⑵　申請書等の提出方法　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、イ）（様式①－２）、ロ）（様式２）の提出は要しないものとする。

イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①－１及び①－２）

ロ）申請者が、ホ）に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき及びホ）に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式②）

ハ）業態調書（その２）（様式③－２）

ニ）共同企業体等調書（様式⑥）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合）

ホ）総合評定値通知書の写し（ただし、改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものに限る。）

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成するものとする。

②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

４　競争参加資格の再認定

次に掲げる客観的事項（共通事項）の項目について審査を行い、主観的事項（特別事項）の項目と併せ総合点数を付与し、希望工事種別（競争参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して再認定する。

客観的事項（共通事項）

①　競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第１第１号の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　審査基準日において建設業に従事する職員で告示第１第３号の１㈠から㈫までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）

③　告示第１第３号の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

④　告示第１第１号の２及び３、第２号並びに第４号に規定する項目

５　再認定の結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格決定通知書」により通知する。

６　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定の日から平成25年３月31日までとする。

別記１　提出場所

沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係

〒900－0006 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１（電話098－866－0031（内線2541））

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 22 年 12 月３日

法務省大臣官房会計課長　井上　　宏

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第 230 号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　登記情報システムの運用支援業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成22年12月28日17時00分（郵送の場合には、必着のこと。）

⑵　提出先　〒100－8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達第二係　富田　　哉　電話03－3580－4128

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成22年12月３日から平成22年12月27日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成22年12月10日13時15分

⑵　開催場所　法務省大臣官房会計課入札室

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured: 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Operation Service of the registration information system, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　28 December 2010

⑷　Contact point for the notice : Hajime Tomita, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1－1－1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100－8977 Japan TEL 03－3580－4128

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 22 年 12 月３日

財務省大臣官房会計課長　松村　武人

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

官庁会計システム等のハード更新に伴う接続試験等及び機能追加に係る業務　一式